

IV 三股町立三股西小学校いじめ防止基本方針

三股町立三股西小学校

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」、3月に「三股町いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を「三股町立三股西小学校いじめ防止基本方針」を定めるものであります。

もくじ

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめの定義	1
2 いじめの理解	2
3 いじめの防止等に関する基本的考え方	2
(1) いじめの防止	2
(2) いじめの早期発見	3
(3) いじめへの対処	3
(4) 地域や家庭との連携	3
(5) 関係機関との連携	3
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1 いじめの防止等のための取組	
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	4
(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	5
(3) 児童が主体となつたいじめの防止等の取組の推進	6
(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	6
ア いじめの防止	6
イ いじめの早期発見	7
ウ いじめに対する措置	7
エ ネット上のいじめへの対応	9
オ その他の留意事項	9
2 重大事態への対処	
(1) 重体事態の発生と調査	10
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	12

【参考】別紙1～4

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

(定義)

第2条 この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この基本方針において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この基本方針において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この基本方針において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

(2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

(3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

(4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童がおり、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

(5) いじめに当たると判断した場合にも、例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となる。

(6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれや集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする

- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が被害も加害も経験することも有りうる。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- (2) 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。
- (3) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」の存在にも留意し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

- 児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要である。
- いじめは許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る必要がある。
- いじめはどの子でも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に万全の体制で臨み、いじめを受けている児童をしっかりと守り、本校からのいじめを一掃を目指す。

(1) いじめの防止

ア いじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを、発達の段階に応じて指導し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが必要である。

ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。

エ 全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりも重要である。

オ いじめの問題への取組の重要性について、保護者全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

- ア いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の基本であり、全ての人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。
- イ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- ウ 特に、保護者は、児童にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努める必要がある。
- エ いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

- ア いじめがあることが確認された場合、問題を軽視せず、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、苦痛を取り除くことを最優先し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、特定の教員が抱え込まず組織的かつ継続的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。
- イ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携

- ア 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや学校評議員、地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭が連携した対策を推進することが必要である。
- イ より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

- ア いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会において、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局）との適切な連携が必要であり、関係機関との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。
- イ 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりすることも必要である。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめ防止のための取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

ア 町の基本方針及び国や県の基本方針を参考にして、学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定める。

イ 学校基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

(ア) 学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。

(イ) いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童及びその保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

(ウ) 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

ウ 学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応・いじめ事案への対処(以下「事案対処」という)の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を定める。

エ 学校基本方針の中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること(「学校いじめ防止プログラム」の策定等)が必要である。プログラムを策定する場合は、児童や保護者、地域住民の意見を広く取り入れるようにする。

オ アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め(「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等)、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む。

カ 学校基本方針の中核的な策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

キ いじめの加害児童に対する成長支援の観点から、加害児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定める。より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というP D C Aサイクルを、学校基本方針に盛り込む。

ク 学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校基本方針において、いじめの防止等のための取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

ケ 学校基本方針を策定するに当り、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の意見を聞くなど参画を得ることが、方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であるため、可能な範囲でこれらの関係者と協議を行い、具体的ないじめ防止等の対策について連携するよう努める。

コ 児童とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

サ 策定した学校基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

ア 小学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に基づき、学校に置くいじめ防止等の対策のための組織は、現在、各学校の教職員で構成されている「いじめ不登校対策委員会」等を活用する。

イ いじめ不登校対策委員会等は「当該学校の複数の教職員」等により構成されるとされているが、当該学校の複数の教職員については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任、専科担当、学校医、SSW等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。

ウ 小学校が、「いじめ不登校対策委員会」等の運営のために心理、福祉等に関する専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の参加が必要と判断するときは、町教育委員会に相談・報告の上、必要な専門家の派遣を受ける。

エ 「いじめ不登校対策委員会」等は、いじめの疑いに関する情報が共有でき、組織的に対応できるような体制とする。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うこととし、当該組織が、情報の収集と記録、情報共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教職員で抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、全ていじめ不登校対策委員会等に報告・相談し、複数の目による状況の見立てを行う。

オ いじめ不登校対策委員会等の学校いじめ対策組織の役割は、次に掲げるものである。

【未然防止】

○ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

○ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があつた時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

○ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校基本方針に基づく各種取組】

○ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

○ 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

○ 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

○ いじめの防止等の対策を検討するにあたり、児童の意見を積極的に取り入れるため児童会との会合を企画する役割

カ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、いじめ不登校対策委員会等は、児童及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童の前で取組を説明する等）を実施する。

キ いじめの早期発見のためには、いじめ不登校対策委員会等は、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童から認識されるようにする。

ク 学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共

有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく。

ケ いじめについての情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的であり、管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやさしい環境の醸成に取り組む。

コ 法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、いじめ不登校対策委員会等を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

（3）児童が主体となつたいじめの防止等の取組の推進

ア 校内外において代表委員会が主体となり、いじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動や、ポスターを掲示する活動、相談箱の設置など、いじめの防止等における児童の主体的な取組を推進する。

イ 望ましい人間関係づくりのために、年間を通した児童主体の活動機会を設ける。

○ 異学年交流会の実施 ○ 学級活動での話し合い活動の実施

○ 縦割り清掃活動の実施 ○ ボランティア活動の推進

ウ いじめの理解や過去の事例について、児童が学ぶ機会を、児童自身の手で企画実施する。

○ 全校集会の実施

エ 三股町内の学校とも連携し、それぞれの学校の取組を紹介するなど、他校の実践のよさに触れ、学び合いながら、更に児童主体的な取組を推進する。

（4）学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止

※ 別紙1参照

（ア）いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、全教育活動をとおして「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図るとともに、いじめをさせないための未然防止の取組として、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

（イ）児童の規律意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりに取り組む。

○ 一人一人の実態に応じた授業 ○ 職員相互の授業研究会の実施

○ 道徳や学級活動での人権教育の充実 ○ 外部講師による講演会、研修会の実施

（ウ）児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

（エ）児童に対するアンケート・聞き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童の協力が必要となる場合がある。このため、学校は定期的な教育相談・いじめアンケートの実施と、児童に対して、傍観者とならず、教職員や保護者、地域住民などに知らせたりするなど、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

（オ）児童に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれる事なく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

（カ）教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

（キ）家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。

○ P T A総会での学校の方針説明 ○ 保護者を対象にした研修会の開催

○ 学校通信・学級通信を活用したいじめ防止活動の報告

○ オープンスクール時の人権に関わる授業の実施

イ いじめの早期発見

(ア) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。

(イ) 教職員は、日頃から児童の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化やサインを見逃さないよう情報収集や教職員及び保護者での情報共有に努める。

○ 職員会やほっとハート委員会での報告 ○ 進級時の確実な引継
○ 児童の発する具体的なサインの作成と共有 **※別紙2、3参照**

(ウ) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(エ) 児童からの相談や聴き取りについては、児童が希望する教職員等が対応できる体制の構築に努める。

(オ) 児童からの相談において、児童からのSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては、多大な勇気を有するものであることを教職員は理解し、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

ウ いじめに対する措置 **※別紙4参照**

(ア) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに管理職に報告するとともに組織的に対応し、被害児童を守り通す。特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ不登校対策委員会等への報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

(イ) 各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

(ウ) 被害児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。

(エ) 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(オ) 加害児童及びその保護者に対して、必要な指導や支援を継続的に行い、被害児童及びその保護者との関係に配慮する。

(カ) いじめの報告を受けた生徒指導主事はいじめを認知した場合は速やかに、いじめ不登校対策委員会を開き、情報の共有化を図る。

(カ) 必要な対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。特に、保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、説明責任を負う。

(キ) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること
　　被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、町教育委員会又はいじめ不登校対策委員会等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
　　いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為

により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ不登校対策委員会等においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。なお、各学校のいじめ不登校対策委員会等においては、「解消している」状態に至っているかを確認する体制を整え、一部の教職員のみではなく、組織的に判断する仕組みづくりを行うようとする。

いじめられた児童とその保護者の支援

【いじめられた児童の支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していく。

- 安全を確保する。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる。

【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

いじめた児童への指導又はその保護者への支援

【いじめた児童の支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようとする態度を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめられた児童の苦痛に気付かせる。
- 今後の生き方を考えさせる。
- 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- 児童や保護者の心情に理解する。
- いじめた児童の成長につながるように教職員と努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

【保護者同士が対立する場合などの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合は中立、公平性を大切に対応する。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- 管理職が率先して対応することが有効な手段になることもある。
- 教育委員会や関係機関と連携し、解決を目指す。

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成する。

- 勇気を持って「いじめはダメだ。」と言えるような児童の育成に努める。

エ ネット上のいじめの問題として捉えざる。

- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(ア) ネットいじめとは

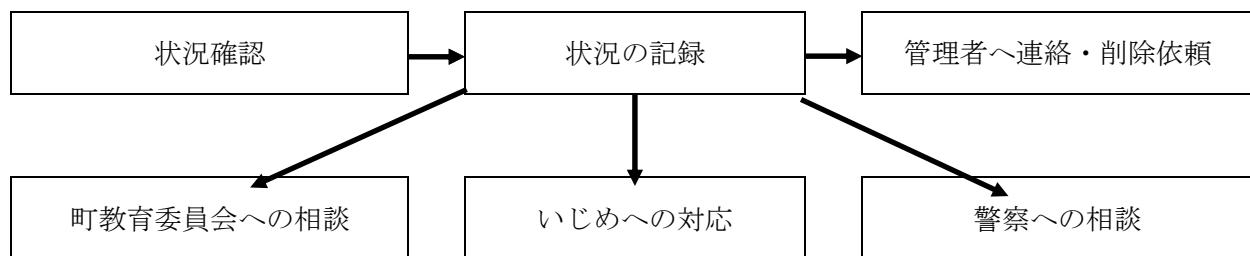
文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

(イ) ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。
(家庭内ルールの作成など)
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- 児童を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施する。
- インターネット利用に関する職員研修を実施する。

(ウ) ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者及びネットパトロールからの情報などにより、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



オ その他の留意事項

(ア) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察経験者など外部専門家等が参加しながら対応するようとする。

(イ) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施する。

(ウ) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(エ) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめ防止等の取組の充実を目指す。

(オ) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようするために、PTAや学校評議員、地域との連携促進、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の意味について

(ア) 「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

(イ) 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

(ウ) 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する。

(エ) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして捉え、報告・調査等に当たる。

(オ) 児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、校長は町教育委員会を通じて町長に、事態発生について報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体について

(ア) 法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

(イ) 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに町教育委員会に報告する。町教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

(ウ) 調査主体は、学校が主体となって行う場合と、町教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと町教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、町教育委員会が調査を実施する。

(エ) 町教育委員会は、学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

エ 調査を行うための組織について

(ア) 町教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態による調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

(イ) ウ(ウ)により学校の重大事態について町教育委員会が調査を行うときは、町により設置される教育委員会いじめ防止附属機関を調査を行うための組織として活用する。

(ウ) 学校が調査の主体となる場合、学校で設置されるいじめ不登校対策委員会等を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

(エ) 当該調査を行う組織の構成については、調査の公平性・中立性を確保するよう努めるものとする。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

(ア) 事実関係を明確にするための調査は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするために行う。

(イ) 当該調査に当たっては、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査するものとする。

(ウ) 当該調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

(エ) 当該調査は、町教育委員会及び学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢で当該調査を行うものとする。

(オ) 町教育委員会又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

〈いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合〉

- いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、原則として、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行いいじめ行為を抑止する。
- いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- これらの調査を行うに当たっては、国が示す「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ事案の重大性を踏まえて、町教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

〈いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合〉

- 児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- 調査方法は、原則として、在籍児童や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

(自殺の背景調査における留意事項)

- 児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。
- この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きた

ときの調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ・ 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最もよく知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う
- ・ その他の児童及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う
- ・ 死亡した児童がいじめを受けていた疑いがあることを踏まえ、町教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在籍する児童へのアンケート調査や一斉聴き取り調査等の調査の実施を提案する
- ・ 詳しい調査を行うに当たり、町教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族に説明し、合意を得られるように努める
- ・ 調査を行う組織については、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める
- ・ 背景調査においては、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく、客観的、総合的に分析評価を行うよう努める
- ・ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する
- ・ 学校が調査を行う場合においては、町教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う
- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたことのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある

力 その他留意事項

(ア) 事案の重大性を踏まえ、町教育委員会の積極的な支援が必要となる場合がある。小・中学校においては、必要かつやむを得ない場合には、緊急避難措置としての校区外通学の措置も検討する。

(イ) 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体や保護者や地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。町教育委員会及び学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 町は、町の基本方針の策定から3年を目途として、国の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。